

農林水産委員会会議記録

農林水産委員長 井上 明夫

1 日 時

令和6年12月10日（火） 午後0時59分から
午後2時24分まで

2 場 所

第3委員会室

3 出席した委員の氏名

井上明夫、小川克己、御手洗吉生、宮成公一郎、若山雅敏、二ノ宮健治、三浦由紀

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

太田正美

6 出席した執行部関係者の職・氏名

農林水産部長 湊野勇 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

- (1) 第108号議案のうち本委員会関係部分、第115号議案及び第121号議案のうち本委員会関係部分については、可決すべきものといずれも全会一致をもって決定した。
- (2) 全国豊かな海づくり大会について、執行部から報告を受けた。
- (3) 閉会中の継続調査について、所定の手続を取ることにした。
- (4) 県外所管事務調査の実施及び日程を決定した。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課議事調整班 主査 羽田野正洋
政策調査課調査広報班 主事 徳丸花帆

農林水産委員会次第

日時：令和6年12月10日（火）13：00～

場所：第3委員会室

1 開 会

2 農林水産部関係 13：00～14：45

(1) 付託案件の審査

第108号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）
（本委員会関係部分）

第121号議案 令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）
（本委員会関係部分）

第115号議案 損害賠償の額を定めることについて

(2) 諸般の報告

①全国豊かな海づくり大会について

(3) その他

3 協議事項 14：45～15：00

(1) 閉会中の継続調査について

(2) その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

井上委員長 ただいまから農林水産委員会を開きます。

本日は、委員外議員として太田議員に出席いただいています。

委員外議員に申し上げます。委員外議員が発言を希望する場合は、委員の質疑の終了後に挙手し、私から指名を受けた後、長時間にわたらないよう、要点を簡潔に御発言願います。

まず審査に先立ち、執行部から発言をしたい旨の申出があったので、これを許します。

洲野農林水産部長 井上委員長をはじめ農林水産委員の皆様におかれては、平素より本県農林水産業の振興に御理解と御協力を賜っており厚く御礼を申し上げます。

まず先月9日と10日に、天皇皇后両陛下をお迎えして、第43回全国豊かな海づくり大会を無事開催することができました。委員の皆様におかれては様々な面から多大な御尽力を賜っています。本当にありがとうございます。

この大会は、漁業関係者にとっても大変励みになる大会となったと思います。今後も、この大会を契機として、さらなる水産業の振興を図り、大分の豊かな海づくりを進めていきます。

また、今議会には令和6年台風第10号等による災害復旧関係と、国の経済対策を踏まえた事業者支援の補正予算などを提出しています。詳細については、後ほど担当課長より御説明するので、御審査のほどよろしく願います。

昨今、環境変化の激しい農林水産業ではありますが、その振興に今後とも委員の皆様の御支援をどうぞよろしく願います。

井上委員長 それでは、審査に入ります。

本日審査いただく案件は、今回付託を受けた議案3件です。この際、案件全部を一括議題とし、これより審査に入ります。

第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について及び第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関

係部分について、一括して執行部の説明を求めます。

木許農林水産企画課長 第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）及び第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、農林水産部関係について御説明します。資料2ページの（1）予算を御覧ください。

まず、農林水産部予算額の6年度11月補正予算案（第108号議案）として、左の赤い太枠のとおり15億4,337万6千円を計上し、6年度12月補正予算案（第121号議案）として、その右の赤い太枠のとおり1億2,132万円を計上しています。

令和6年度11月補正予算案としては、令和6年台風第10号等による災害からの本格的な復旧や再度災害防止のための改良工事に向けた必要な経費を計上するものです。

また、令和6年度12月補正予算案としては、国の経済対策を踏まえ、物価高騰の影響を受ける事業者への支援など、早急に対応が必要な経費を計上するものです。

資料3ページの（2）事業の概要を御覧ください。

まず、補正予算案（第4号）の災害復旧関係事業です。1番、団体営耕地災害復旧事業9億9,815万5千円です。この事業は令和6年台風第10号などにより被災した3,888か所の農地、農業用施設の復旧を行う市町等に対し助成するものです。主な助成対象地区は記載のとおりとなっており、早期復旧を進めていきます。

続いて2番、耕地災害復旧関係受託事業5,070万円です。この事業は被災した由布市高津原地区の水路の復旧工事等を、県が市から受託して実施するものです。本地区の被災箇所は、令和2年7月豪雨災害からの復旧に際し、県が受託し工事中の箇所であったため、引き続き県が工事を実施するものです。

続いて3番、林道災害復旧事業1億7,927万4千円です。この事業は被災した林道の復旧を行う市に対し、復旧に要する経費を助成するものです。復旧路線については34路線を見込んでいます。

続いて4番、災害関連緊急治山事業3億1,524万7千円です。この事業は崩壊した山地や土砂流出溪流等の復旧を図るため、治山ダム等の工事を実施するものです。復旧箇所については、由布岳パーキングエリア付近の土砂流出溪流の復旧を含めて4か所を見込んでいます。なお、由布岳パーキングエリア付近の災害では、NEXCO西日本、由布市及び県で調整を行い、それぞれが流出土砂の撤去や大型土のうの設置等、応急工事を既に完了しており、今後は早期の本復旧に全力で取り組んでいきます。

続いて、補正予算案(第5号)です。資料4ページを御覧ください。

1番、園芸品目生産性向上緊急支援事業8千万円です。この事業は農業用資材の価格高騰や酷暑の影響を受ける農家の生産性を向上し経営安定を図るため、被覆資材等の導入に要する経費に対し助成するものです。記録的な猛暑により、ピーマンなどの夏秋品目を中心に出荷量が減少し、安定した生産を行うことが困難な状況となっています。そこで次期作に向け、直射日光によるハウス内の温度上昇を抑えるための遮光資材の導入等への支援を市町と連携して緊急的に行うことで、酷暑の影響を緩和し、経営の安定化を図ります。

続いて2番、おおいた和牛流通促進緊急対策事業4,132万円です。この事業は飼料価格高騰や牛肉の消費量減少の影響を受ける畜産農家の経営安定を図るため、おおいた和牛の消費拡大対策を実施するものです。国の経済対策を活用し、牛肉の消費や枝肉価格が落ち込む2月に、おおいた和牛プレゼントキャンペーンを実施するとともに、県内小中学校等の給食へおおいた和牛の提供を行うことで、需要喚起と消費拡大につなげます。

次に、資料5ページを御覧ください。

(3) 繰越明許費補正について御説明します。

これは今回補正予算として計上した事業等について、予算の円滑な執行のため、あらかじめ繰越限度額の設定をお願いするものです。

対象事業としては、表に記載のとおり第6款農林水産業費第1項農業費で1事業、第2項畜産業費で1事業、第4項林業費で1事業、第11款災害復旧費第1項農林水産業施設災害復旧費で4事業の合計7事業72億8,251万3千円を追加しています。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

宮成委員 補正予算案(第5号)の12月補正予算ですが、園芸品目の予算額が8千万円で、県が3分の1なので、事業費全体としては約2億4千万円だと思うんですが、これは何戸ぐらいを想定しているのか。また1戸当たりいくぐらいの想定をしているのか、もし分かればお願いします。

宇留嶋園芸振興課長 ただいまの御質疑なんですが、今回の対象品目として、短期集中県域支援品目4品目と産地拡大推進品目9品目で予定しているんですが、その中で今回、遮光資材の導入を計画しています。まだ被覆をしていない面積が合計で120ヘクタールほどあるところで、この遮光資材が10アール当たりおよそ20万円の経費がかかると今回の事業費を積算しています。

宮成委員 ありがとうございます。この夏、竹田市でも気温が上がり、高温対策が本当に必要と思っていたところにこのような事業が出てきて、本当に時宜を得た事業だと思っています。この後も進捗をよく見極めながら、展開も考えていただければと思います。

二ノ宮委員 その下の和牛流通の小中学校の学校給食ですが、これは1人当たり大体いくらで、全体で何トンか。そしてその肉はそれぞれの学校給食で使うといえ、その地域内から取るんですか、それともどこかまとめてするんですか、ちょっと教えてください。

里畜産振興課長 補正予算案(第5号)で提案した学校給食についてです。メニューの予算的

には、サイコロステーキの場合60グラムで計算しています。牛肉の単価は100グラム当たり800円程度の肉を想定しています。

過去に行った事業では、いろんなメニューで提供しています。サイコロステーキが約半数のメニューで出ますが、そのほか牛丼とかカレーの材料として使われています。

産地については、それぞれ別々に各市町の給食センターで牛肉を集める形になるので、二ノ宮委員が言われるように地域の牛肉を使う条件は今のところ付けてはいない状況です。

二ノ宮委員 全体で何トンですか。

里畜産振興課長 今、全体で5トンほどを想定しています。牛肉の部位もロースが一番高いんですが、ロースは100グラム当たり800円ではちょっと厳しいので、モモとか肩とか腕とか、そういった肉類をそれぞれの給食センターで選んで協議する予定にしています。

御手洗委員 事業名が非常に多いわけですが、本来ならば、などじゃなくて、事業そのものを添付していただきたい。例えば、など4か所、など34路線とあるわけですが、路線そのものがこのテーブルには上がっていないわけで、この資料のどこかにあるのかなと見るけど、ありません。委員長、後ほどでもいいですからお願いします。

井上委員長 執行部は後ほど報告をお願いします。

若山委員 確認ですが、災害の分は激甚指定を受けたということでよかったのでしょうか。説明をお願いします。

小林農地・農村整備課長 今年の梅雨以降に起きた梅雨前線豪雨、台風第10号、その直後に発生した9月末の豪雨災害、いずれも激甚指定を受けているので、高い補助率の災害復旧事業が期待されています。

若山委員 是非、激甚指定に乗せられる分は全部乗せていただきたいと思ひますし、全然反対するものではないので、皆さん忙しくなると思ひますが、是非地元、県民のためによろしくお願いします。

それともう一つ、12月補正予算案の物価高

騰対策ですが、これも反対するものではないんですが、物価高騰あるいは温暖化の影響と言うと、まだまだかなりの品目等が考えられると思うんです。ほかにこれから考えられる部分、今年1年のいろんな被害状況を見て、考えていく方向性はあるんでしょうか。

宇留嶋園芸振興課長 今回の対象品目は、高温となる猛暑の時期、今年は6月から9、10月まで暑かったんですが、この時期に出荷、収穫をしている品目若しくは苗をそうやって植え付ける時期の品目が一番影響を受けやすいということを選んでいきます。

この酷暑は来年以降も続くと思われるので、引き続き現地の状況を見ながら、また技術対応も含めて、必要な対策は取っていきたいと考えています。

井上委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

太田委員外議員 被覆材について、白ねぎがやっぱり今年、猛暑の影響で生育が遅れていることで、植付け時期をもう少し早めにして1月とか2月に播種すると、どうしても逆に加温をしていかないと苗が育たない。その辺のことも被覆材の対策の中に少しは含まれているのかお尋ねしたいんですが。

宇留嶋園芸振興課長 ただいまの御質疑ですが、今回の事業には露地については遮光資材の導入のみとなっています。

白ねぎの対策については、露地の品目で、なかなかこの遮光資材の被覆は栽培補助では難しいので、今、現地とか試験場で実施しているのは、高温に強い品種を選んでそれを導入していくところと、あとどうしても高温、乾燥が続くと生育が鈍くなるので、かん水対策も今後実施をしていきたいと考えています。

太田委員外議員 分かりました。

井上委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

まず、第108号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第4号）のうち、本委員会関係部分について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第121号議案令和6年度大分県一般会計補正予算（第5号）のうち、本委員会関係部分について採決します。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案のうち本委員会関係部分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第115号議案損害賠償の額を定めることについて、執行部の説明を求めます。

信貴新規就業・経営体支援課長 資料6ページを御覧ください。

大分県立農業大学校における生乳への洗浄水混入の損害賠償について説明します。概要ですが、大分県立農業大学校から大分県酪農業協同組合を通じて、令和6年6月12日に出荷した生乳322キログラムに洗浄水が混入したことが判明しました。これにより、当該生乳の出荷先である九州乳業株式会社において、他生産者から出荷された生乳と、タンクや製造ラインで混ざりあい、洗浄水が混入した生乳及び加工された牛乳等の廃棄が発生しました。廃棄した生乳等は約80.7トンですが、市場には出回っていません。

なお、今回の事案の発生原因は、搾乳時間に応じた自動洗浄機の設定が適切に行われていなかったため、搾乳開始後に洗浄機が稼働してしまった搾乳作業手順のミス及び出荷の際に、搾乳量と出荷乳量の差を突合できていなかった出荷管理の確認不足であると考えています。

損害賠償額は、これら廃棄した生乳等の廃棄損や処理費用、遅延損害金など、合計1,49

1万8,418円で、内訳は大分県酪農業協同組合が162万5,179円、九州乳業株式会社が1,329万3,239円となっています。民法第715条第1項の使用者責任により、原因者である県が全額を賠償します。

再発防止策としては本事案発生後、全ての作業手順を検証し、作業手順のチェックや複数職員での確認など、作業時や出荷時の管理体制を整え、生乳の安全な出荷に向けた体制を再整備しました。今後はこれらをしっかりと遵守し、二度と起こらないよう徹底していきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

御手洗委員 タンクローリーで回収していると思うんですね。その受取のときに検査するんじゃないんですか。もしこういうことが学校で起きて、中で受入れのときにそれをやるんじゃないんですか。やっていないの。

信貴新規就業・経営体支援課長 タンクローリーが集乳に農業大学校に行きます。そのときに複写式の出荷伝票を農業大学校側に一つ、運送業者が一つ持って帰ります。

さきほど御説明したとおり、今回の事案については、農業大学校側の搾乳量と出荷乳量の差を突合してなくて分かっていなかったのが一番の原因になると思います。

御手洗委員 余りよく分かんのですが。

信貴新規就業・経営体支援課長 それとタンクローリー単位で検査はしています。その中で乳脂肪分は検査しており、ただ今回の場合は、農業大学校が出荷した乳量は非常に少ない量で、ほとんどが一般の牧場の乳量でしたので、農業大学校の洗浄水が混入したことで乳脂肪分が低くなったんですが、それが分からないレベルまで、要はもともとの農業大学校の出荷乳量が少なかったところですよ。

御手洗委員 余り理解できんのですが、タンクローリーから集乳して受け取るときに、やはり検査して受け取るんじゃないんですか。それがされていないからこういうことになっているんですか。

信貴新規就業・経営体支援課長 タンクローリーのところでは集乳した量は分かるんですが、その先で検査はされています。

井上委員長 1回1回は検査しないということですね。（「はい」と言う者あり）

御手洗委員 そこで検査しておけば、こんなに被害が大きくなると思うんですよ。だから、受取のときにサンプル取って大丈夫かと、大丈夫なら入れようという形を取ればね。

信貴新規就業・経営体支援課長 タンクローリーのところ、運転士ではそういう検査はしていないんですが、九州乳業株式会社でしっかりと検査はされています。

ただ、さきほど言ったとおり、農業大学校から出荷された量は非常に少量であったために、洗浄水が混入したことよっての乳脂肪分とかが分からないレベルになっていたところですよ。

御手洗委員 要するに、受け取った方もある程度自己責任とかあるんじゃないかなと思うんですよ。だから、これから見ると全額県が補償することになっている。そこまでしないといけんですかね、民法があるからしょうがないのかどうか分かりませんが。

信貴新規就業・経営体支援課長 さきほどの繰り返しになるかもしれませんが、九州乳業株式会社としては、受取の乳脂肪分の基準点を設けています。その基準の3.5%はクリアしていたところですよ。なぜかと言うと、農業大学校から出荷された流量が非常に少なく、大部分が正常な一般の牧場の牛乳であったために検出ができなかったところになります。

御手洗委員 何か分かりにくいけど、まあいいや。

井上委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

太田委員外議員 財源としては一般財源で払うのか、それとも保険等に入っていて、補填する財源が別のところにも少しはあるのかだけ聞きたいんですが。

信貴新規就業・経営体支援課長 今回の事案に

ついて保険等は適用されないの、保険金ではありません。

太田委員外議員 じゃ、どこから出すんですか。

信貴新規就業・経営体支援課長 一般財源となります。

井上委員長 ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、これより採決に入ります。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、付託案件の審査を終わります。

次に、執行部より報告をしたい旨の申出があったので、これを許します。①の報告をお願いします。

高田全国豊かな海づくり大会推進室長 資料の7ページをお願いします。

第43回全国豊かな海づくり大会について御説明します。11月9日、10日の両日、天皇皇后両陛下御臨席のもと、第43回全国豊かな海づくり大会を開催しました。

資料上段にあるとおり、つなぐバトン豊かな海を次世代へを大会テーマに、主要行事である式典行事及び海上歓迎・放流行事に、県内外から1,191人に参加いただくとともに、両陛下の御来県にあわせ、沿道では1万6,033人の県民が歓迎しました。

また大分市、佐伯市、中津市で開催した関連行事には5万5,774人と多くの県民の皆様が御来場いただきました。

資料左側の1式典行事では、11月10日にiichikoグランシアタで、天皇陛下からお言葉を賜るとともに、功績団体の表彰や稚魚等のお手渡しを行いました。

その後、2海上歓迎・放流行事では、別府港第4埠頭で漁船等による海上パレードや稚魚の放流を行いました。稚魚の放流では、本県独自の取組として、昭和56年の第1回大会開催地である佐伯市の松浦漁港と中継をつなぎ、地元

小学生の合図で別府港と同時に放流を行いました。

また、資料右側の3関連行事として、豊かな海づくりフェスタを大分市で開催し、さかなクンのトークショーのほか、海藻を使ったワークショップなど海にまつわる企画や県産水産物の飲食・販売を行うとともに、サテライト会場の佐伯市と中津市においても、新鮮な県産水産物の販売、式典行事の映像中継等を行いました。

最後に大会レガシーとして、①つくり育てる漁業の一層の推進のため、漁船漁業では新たな種苗生産施設を活用した拠点放流等を行い、効率的な資源造成に取り組むとともに、養殖業ではマーケットニーズや環境変化に対応した持続的な産地づくりを進めていきます。②県産水産物の消費拡大に向けて、大会ロゴマークやインスタグラムを活用し、県産水産物の魅力発信や購買意欲を喚起していきます。加えて、海づくり教室など次世代を担う子どもたちへの水産物の魅力発信を充実していきます。

井上委員長 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。委員の皆様から御質疑、御意見等はありませんか。

二ノ宮委員 質疑ではないんですが、開会式のために、地元の由布高等学校の郷土芸能部の神楽を使ってもらって喜んでいたんですが、神楽の時間が余りにも短くて、ちょっとかわいそうやなと思いました。出てきて始めたら、もうさっと引っ込めたよね。恐らく3、4分ぐらいだったかな。ちょっと時間が少なく、一番いいところを見ることができなかつたので、残念に思いました。もちろん時間がないことはよく分かるんですけど、高校生は張り切って来ちゃって、ちょっとそのように感じました。

井上委員長 回答は特にいいですね。（「特にいいです」と言う者あり）

ほかに御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員外議員の方は、御質疑等はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかに御質疑等もないので、以上

で諸般の報告を終わります。

その他、執行部より何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 委員の皆様、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 私から一つ。この委員会の後、有害鳥獣被害対策の研修会で講師から話を聞くことになっています。

そこで、時々尋ねられるんですが、県ではイノシシの繁殖期に捕獲報奨金が出ないみたいですが、市町村では出ているところがあります。繁殖期こそ捕った方がいいんじゃないだろうかとの声があるんですが、この辺はどうでしょうかね。

田口森との共生推進室長 御質疑のあったイノシシの捕獲報奨金等については、県では猟期内で対応していません。委員長が言われるとおおり、対応している市町村はあります。

県がなぜ対応していないのかですが、まずイノシシについては基本、予防と捕獲を組み合わせた対策を行っています。

イノシシは生態系では年多頭出産です。年間4、5頭とたくさん子どもを産むと言われてます。捕獲のみでは生息頭数を減らすことは非常に困難な動物と言われています。

そういう理由もあって、県では農地を柵で囲って、まずは予防対策を最優先にしていく。その中に入ってきたイノシシ、里に居着いたイノシシなど加害獣を捕獲していく。こういう流れで県はイノシシの対策を行っています。猟期内外の考え方でいくと、イノシシの被害状況は8割以上が水稲の被害になります。この8割以上の水稲の被害が猟期外の4月から10月にかけて約9割以上発生するため、猟期外の被害が非常に多いことになります。この被害が発生している時期に、しっかり柵を設置した上で、加害しているイノシシをしっかり捕っていくのが大分県のイノシシに対する捕獲対策の考え方です。

こういう考え方のもと、これまで取り組んだイノシシの捕獲頭数は、令和4年度は約4万2

千頭、令和5年度は約2万6千頭で全国的にはトップクラスで捕獲しています。こういった取組をイノシシの被害対策で行いながら、まずは限られた予算の中で最も効果的な取組を実施することで、イノシシについては猟期外についての捕獲報奨金の対応をしています。

井上委員長 では、猟期内に捕獲すれば効果は大きいかもしれないけど、予算が足りないからですか。

田口森との共生推進室長 猟期内はそもそも捕獲するのが効果的な対策ではなくて、イノシシの場合、大体2月ぐらいまでが妊娠、子どもができる時期で、大体4月から6月に出産をするんですが、そういった冬場の時期に捕っても、被害は基本的にはそんなにない。一番被害がある4月から10月の時期に、加害しているイノシシをしっかり捕っていく。柵をまずやった上で、その中に入ってくるイノシシを捕れば被害額は随分落とすことができる。そこに対しての支援を大分県はやっている。

夏場は暑くてなかなか捕獲してくれないので、猟師に有害鳥獣を捕獲してもらうためには夏場の支援を充実させた方がいいというのが大分県の考え方です。

井上委員長 そうですけど、妊娠している時期とか冬場もずっと捕り続ければ、もっと減ると思うんですけどね。

田口森との共生推進室長 頭数を減らすための取組は非常に難しいと冒頭申したように、生息頭数密度の調査がなかなかイノシシはできないことで、1年間に4、5頭産むということは、数年間すると倍になる可能性もあります。

ですから、イノシシの場合は生息頭数を落とすための取組は非常に難しいので、そこに重点を置くのではなく、被害を与えているイノシシをしっかり捕っていく。そのために、まずは囲って、田んぼや畑に害を加えているイノシシをしっかり捕っていく、そこが被害額を落とすための取組につながる。それを4月から10月の一番多い時期に取り組むのがベストということで、なかなか夏場にやってくれないところに捕獲報奨金を多めに出すことでしっかりやっ

ただけることなので、今のところ猟期外で対応しています。

井上委員長 猟期内も報奨金を出してほしい声が多いことを一応お伝えしておきます。（「委員長、関連でいいですか」と言う者あり）はい。

御手洗委員 今のような取組をしながら、被害が減らんのですよ。増えても減っていないんですよ。そういう取組を大分県がやっているから被害が減らない。

今聞いてみると、何度も言いますが、軸足は保護に向いている。森との共生ですから。持続可能ですから、保護に向くのは分かりますけどね。分かりますが、要するに農家の皆さんは1年中育てたものが被害に遭うから被害のないようにしてくださいと言いよるわけですから。何度も言うように、民有地に被害がある。その被害をなくすようにしてくださいと言いよるわけです。

ですから、委員長が言うように捕獲するしかない、絶対数を減らすしかないんですよ。守る必要はないんじゃないですか、あれだけ多いのに。もう答弁はいいですよ、保護の話は聞かなくても分かりますから。

田口森との共生推進室長 いや、保護をすることはしていません。緊急捕獲ということで計画を立てて、イノシシは加害獣ですから、しっかり捕獲していく取組を大分県も実施しています。

御手洗委員 じゃ、部長はどのように考えているんですか。

刈野農林水産部長 完全に被害を減らすことはなかなか難しいんですが、我々も市町村と一緒に協力し合いながらやっていくのが基本だと思います。市町村がそうした形で予算も活用しながらやる時期もありますし、我々も被害を減らすことに重点を置きながら、これまでもやってきたところで、一定の成果も出ていると認識しています。そういった取組をまたこれからもしっかりとやっていこうと思っています。

御手洗委員 最後に、部長。地区で被害が減った報告を部長で受けるところは、多額の予算をかけてネットを張ったところだけです。そこに出たイノシシやシカは、ネットを張っていない

農地に行くんですよ。そこで繁殖するんですよ。ですから、何年も経っているネットは老朽化して、下をくぐったり、上を越えたりしてから、その機能を果たしていないんですよ。ネットを張ったからいいということではないんです。

だから、皆さんが言うように絶対数を減らすしかない。去年生まれた雌ジカは、もう今年、来年には出産するんですよ。絶対数を減らすためにはどうしたらいいか。猟友会の皆さんも減っている中で、どうすればいいかという話ですよ。

イノシシ、シカの方が我々よりか知能がいいんです。本当ですよ、生きていくんですから。罾とか銃とかくぐり抜けて生きていき、それが繁殖するんですからゼロにはならないですよ。絶対数も昔のように、共に生きる、このくらいならいいが、被害の状況が出ない形での取組は県の施策の中で大事なことはないかなと思いますけどね。このまま行くと野生の王国ですよ。

井上委員長 繁殖期に捕らないのはイノシシの方ですよね。

田口森との共生推進室長 申したように、イノシシについては猟期内について、県は出しておりません。

シカについては、1年間通して行っています。シカは基本的には生息密度を落とす取組として捕獲中心の対策を行っています。その成果もあって、シカについては全国で北海道に次ぐ2番目の捕獲頭数で、面積割合にすると北海道を超えて、大分県が一番捕獲している都道府県だと統計上なっています。

井上委員長 いいですか。（「はい、いいです」と言う者あり）今後とも成果が十分上がるようにお願いいたします。

宮成委員 第5期の中山間地域等直接支払の関係は今年度末までで、この秋ぐらいに第6期の概要もだんだんとアナウンスがあってくる中で、第5期で新たに創設された集落機能強化加算、こちらの方が第6期ではなくなるんじゃないかと。1期限りでという話が報道されています。

それで、現状の農村の状況を見たときに、実は集落会からの人材を活用するとか、営農以外

の集落の強化に充てるなどの加算、すごく意味があると思っていたんですが、1期限りという話もあります。

お尋ねしたいのは県下で今どれくらいの集落がこの加算を取っているのか、数字を持っていれば教えてください。

畑中地域農業振興課長 令和5年度も中山間地域等直接支払交付金に取り組んでいる協定組織は、県下で1、234協定あります。

その中で、今話のあった集落機能強化加算に取り組んでいる協定数は16となります。

宮成委員 ありがとうございます。極めて少ない集落と理解するんですが、さきほども申したように、すごく将来的に、今の中山間地域を見たときに可能性がある加算かなと思ってはいたんですけど、この16集落等でこれに対して何か反応や何がしかの影響、そういった声が届いていますか。

畑中地域農業振興課長 最初に宮成委員がおっしゃったように今、市町村等に来年度はこういう形で見直していきたいという情報が国から入っている段階ですので、この16集落に来年からこれがなくなるとの話が行っているかどうか今のところ定かではありません。

我々で把握できる範囲で市町村に問い合わせた結果、この加算の影響等ですね、報道でもなされていますが、そういったことに対する意見とか異論とかいうのは今のところは入っていないということです。

宮成委員 ありがとうございます。加算が国の制度でなくなるのであれば、それは甘んじて受けるしかないわけですが、冒頭申したとおり、中山間地の集落の維持には外からの力とかが必要となっているし、さらに今後はそういった傾向は強まると思います。

この加算がなくても、ほかにもいい事業を作るとか、国に対してまた要望するなど、いろいろ考えを巡らせていただければと思います。

二ノ宮委員 中山間地の話が出たので。第5期が今終わって6期目のいろんな準備をしていると思うんですが、例えば、第6期の10アール当たり2万1千円を新たにいくらにするとか、

それから今、地元なんかは共同防除の加算を取っているんですけど、高齢化が進む中で中山間地を機能的にやっていく、そのためには今までのやり方では間に合わないのが率直な意見です。

例えば、農薬や肥料をやることに対してドローンを使ったり、今、共同防除の場合はその分が出ているので助かっているんですが、今までの5年間、10年間と同じようなメニューや単価とかをやったら絶対にやっていけなくなる。なぜかと言うと、この中山間地域等直接支払制度はものすごくいい制度だと思うんですよ。金があるから、その地域がまとまって、その金を使うためにみんなで知恵を出し合って地域を元気にする面がある。また個人的にも2分の1なり、7割とかが入ってくることで、中山間地農業の中ではすごくいい制度だと思います。もう国に任せるんじゃないくて、地域の現状とか、僕はいつも言うんですけど、今からまた10年間は団塊世代が皆、労働力から、介護とは言いませんですけど、そっちの方に回る中で農村が崩壊していくんです。

そういうことをやっぱり県として国に上げていかんと、このままじゃ第6期ができました、皆さんどうしますかと。それだと本当に10年先、もう僕は生きちゃらんと思うんですが、大変なことになっているんじゃないかと心配しています。

そういうことを部長中心に担当と話して、そして知事に上げて、やっぱり国を動かしていくぐらいにしていかなと。国が何か勝手に決めて、それをそのまま持って帰って、市町村の担当者を集めてこうなりましたよじゃ、もう間に合わない、ちょっと厳しいんですけど、そこまですなっていると思いますよ。何か御意見があれば。

畑中地域農業振興課長 この中山間地域の直接支払交付金対策についてですが今、国から集落機能強化加算をなくす情報は来ています。まだ確定ではありませんが、ほぼ決まった状況のようです。

それに代えて、新たに今国はネットワーク化加算というものを作ろうとしています。これは何かと言うと、国も我々にアンケートなどを取

り、第6期対策に向けて、さらに継続して直払いに取り組む集落協定を維持するために何が重要かというアンケートを相当数取っています。その中で一番多かったのが、特に小規模な協定や小規模な集落は、もう第6期になるとちょっと難しいと。例えば、事務局をつかさどる人がもういなくなっている。高齢化で事務処理ができないとかも含めてですね。

ですから、そういったところが1抜け2抜けとなる。これを一番避けなければならないということで、小規模な集落が複数集落で協議会を作るとか、あるいは極端な話、統合するとかして少しでも大きくすれば、事務局は1人でいけるし、いろんな話もできていくということで、そういった加算金を付ける話が今進められています。

さらに、今、集落機能強化加算に取り組んできた16集落については、経過措置としてネットワーク化加算に取り組む形ができれば、経過措置として既存の措置については今の活動を継続していける仕組みを考えていると今の時点では聞いています。

ですから我々としても、やはり小規模なところの厳しい環境は聞くので、このネットワーク化加算に取り組める動きを市町村と一緒に進めていきたいと思っています。

二ノ宮委員 できるだけその加算は、いろんな加算を増やしていただきたいと思っています。

ずっと見てみると、国の農業予算は総額が大体決まっています、その中で一方が新しいものを作れば一方が減るとかね。防衛費と比較するとそれはよくないと思うんですけど、今みたいに食糧を守る考え方、そして高齢化が進む、そういう人たちがずっと農村を守ってきた中で、今までのやり方とか今までの金でやると、もう絶対に行き着きますよ。だから、部長を先頭とした農林水産部で分かって、知事もふれあい対話でいろんな意見が出ていると思っています。この前、私の地区でやったんですけど、僕も相当言いました。

だから、そういうのを声として聞いて、やっぱり国を動かすぐらい、どこかが言わんと、今

ほとんど国主体で、第6期はこう決まりました。大変失礼ですけど、それを県は下ろすだけで、いかにそれをうまくやっていくか、もうそれじゃないんじゃないかと思うんだけど、そこまで逼迫していると思っています。そういうことを是非考えてください。

淵野農林水産部長 御意見ありがとうございます。中山間地域の対策、今言った交付金だけではなくて、いろんな方面からの対策が必要だと思っていますので、交付金を含め、現在あるいろんな施設の維持管理の方法とか、そういった多方面からのいろんな検討も我々もしながら、国に言うべきところは言って、何とか中山間地農業の振興に役立つ方策を考えていきたいと思っています。

若山委員 中山間地域の加算の分にも絡むんですが、そういった取組がある中で、一方では市町村がいろんな取組をして、総務部関係、総務省関係の予算等々を使って地域コミュニティの再編もやっているわけなんですよね。それとうまくリンクさせないと、こっちをやっているからこれが受けられませんよじゃなくて。それを受けながらも、この加算についてはうまい具合にプラスアルファで考えられるよう市町村と連携してやっていただきたいと思っています。これだけというメニューじゃなくて、そのメニュー同士のつなぎ合わせでもっと使いやすくなっていく部分も考えていただければと思うので、よろしくをお願いします。

井上委員長 答弁はよろしいですか。（「はい」と言う者あり）

ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないので、これをもって農林水産部関係の説明を終わります。

委員外議員、執行部はお疲れ様でした。委員の皆様は、この後協議があるのでお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

井上委員長 これより、内部協議を行います。

まず、閉会中の所管事務調査の件について、お諮りします。お手元に配付のとおり、各事項について、閉会中、継続調査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 御異議がないので、所定の手続を取ることにします。

次に、その他についてですが、委員の皆様から御提案があります。

本日この後、鳥獣被害対策研修会が開催されることや県内所管事務調査において委員の皆様から鳥獣被害対策について、多くの御意見、御要望が出たことを踏まえ、鳥獣被害対策をテーマに定例外の県外所管事務調査を実施してはどうかと考えますが、委員の皆様から御意見等はありませんか。

〔協議〕

井上委員長 それでは実施することとしたいと思います。実施にあたり、案を事務局から説明させます。

〔事務局説明〕

井上委員長 事務局から説明がありましたが、日程や行程、調査先など委員の皆様から御意見はありませんか。

〔協議〕

井上委員長 それではそのようにします。

行程や調査先など、今後、調整が必要な場合は、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上委員長 それではそのようにします。

欠席や別行動となる場合は、早めに事務局に連絡してください。

以上で、予定されている案件は終了しました。

この際、ほかに何かありませんか。

御手洗委員 提案ですけれども、今、森との共生推進室が鳥獣被害対策の話をしました。あのポジションではあそこまでしか言えないんです。あそこから先は分かっているとも言えないんですよ。共に生きるわけですから、片方に傾くわけにいかないんです。

それで、やはり聞いてみると鳥獣の保護の話

になるんです。それで農林水産部に鳥獣被害対策室でも作っていただければ、もう全然担当が違いますから、それは被害の減少対策になると思うので、皆さんで決めていただいて、委員長から鳥獣被害対策室を設置してということではないと。長年にわたってこれを言っているけど、森との共生推進室はあそこまでしか言えないんですよ、そのポジションですから。是非皆さんで、この常任委員会で提案していただいて、委員長から執行部に言っていただいて、早い時期に対策室を設けていただければ、農家の皆さんが非常に安心できると思いますので。

それと、頭数を減らすためには減らすことをするしかないんですよ。猟友会の皆さんも高齢化していますから、猟友会員が増えることはないんですよ。

そこで、さっき言ったように、報奨金が減少しているから、要するに意欲が湧かない。そして捕っていくと、いくらかになったら今度はそれに所得税や狩猟税がかかる。だから、要するに駆除してくださいと言いながら、猟友会の皆さんは狩猟税を払って捕りよるわけです。なかなかそこがかみ合っていない。以前は減免にしていたことがあるんですが、また復活して所得税も狩猟税も徴収となっていますのでね。

だから、そこを外して最優先にさせていただくとか、例えば1頭当たりの単価を上げるとかしかないと思うので、それをやるのには森との共生推進室はしないと思いますので、是非対策室とかを作って。

井上委員長 これまで森との共生推進室は、最初からそういう名前で、これまで対策室というのは……

御手洗委員 ないんですよ。

井上委員長 あったことがない。

御手洗委員 ないない。森との共生推進室は、共に生きるわけですから、イノシシもシカも保護しないといけん。片や農家の言うことも聞かないといけんわけですから、そこから踏み込めないんですよ。だから、別に対策室とかに踏み込んでいく必要があるんじゃないかなと。

二ノ宮委員 森との共生とは、よう分からんけ

ど、人間じゃないですか。森と人が共生することやねえかな。

井上委員長 森と人がですか。

二ノ宮委員 うん。森と人との共生やねえかな。動物じゃねえと思うけどな。まあ、やけど何かせんとね。

井上委員長 どっちにしても、県としては捕獲の対策のつもりで今もやっているんでしょうけど、イノシシについては捕獲しても切りがないから守る方と言うけど、捕獲も並行してすればよさそうな気がするんですけど……

御手洗委員 被害が減っていればいいけど。増えていて、どう見ても減っているようには思えないんですけど。

二ノ宮委員 よう分からんけど、森林関係だけで組織が五つもあるんやから。林務管理課、林産振興室、森林整備室、森林保全課、森との共生推進室と、とにかく所属が多いけん、どこに言っていいかよう分からんのやけど、本当に鳥獣が大変やけん。新たにまた作ると、これはまた……

三浦委員 県は、例えばイノシシとアライグマの担当課は別々ですか。大分市は、アライグマは環境部、イノシシは農林水産部なんですよ。同じような罠をかけちゃって、引っかかったものによって出てくる課が違うという、訳分からん。

井上委員長 県は。

事務局 確かアライグマに関しては、県の部署で申し上げると、生活環境部の自然保護推進室になります。

三浦委員 やっぱり違うんか。

二ノ宮委員 捕獲報奨金は出しよるの。

事務局 そこは担当部署に確認が必要です。

三浦委員 アライグマもスイカやカボチャとかばかばか食いますよ。

二ノ宮委員 この前、佐賀県のアライグマの囲い罠を作るところに行ったときに、簡単な罠だから、素人でも作りきると思うんやけど、パイプを上げて、下にお菓子を置く。そこにアライグマが手を突っ込むと、がしゃんと閉まり捕まる、ごくごく簡単な罠です。それで1頭に1万

円の報奨金。一番年寄りの人で、80万円も取ったと言うてね。

佐賀県がすごいのは、今、アライグマがどこからか佐賀県に入ってきたよ。だから今、撲滅するんやと。1万円は高いかもしれんけど、1万円出すといたらものすごく捕る人が多いもんやけん。

だから、それと同じやねえかなと思うんや。ある時期に絶対数の個体数を減らすために総動員して、補助金を出すよと。そうしていかんと、今みたいな話になるとなかなか減らんで。とにかく個体数を減らさんと、どうにもならない。

宮成委員 本当に悩ましいところですよ。法律がそもそもね、イノシシとか保護法なんですよ。鳥獣保護管理法ということで、まず保護があつての話からですよ。

そして竹田市の場合は農政課がやってくれるんですが、農政課がやるのは農作物の被害防止よと、町部に入ってきたイノシシとかサルとか関係ねえんよと、そういう言い方をする職員もいるんですよ。それでは通らんのですけどね。

だから、やっぱりこういう組織の中で言うと、アライグマの話とかもどうやっていくんか、人間の暮らしをどう守るかという意味で言えば、御手洗委員が言うように何か組織を考えるのも意味が大きいなと。

特にこの後、どんどん人口が減って、今、交通事故とかすごく増えている、この前は隣の家の奥さんはぶつかって廃車ですからね。そんな話のある中でどうするんかは、本当に組織の話とあわせて総合的に何か考える必要もあるかなと思いつつ聞いていました。

御手洗委員 もう早くしないと手後れよ。

二ノ宮委員 あんまり増えてしまったからな。いつも言っているように、被害額が減りよんというのは、稲を今年植えるやん、そしたらめっちゃくちゃやられて、その年は被害出すわな。そしたら、翌年はもう植えんのやわ。そしたら被害に遭わんわな。だから被害額は減っていくんや。要するに放棄地になっていくけん。だから、単なる数字で、まず捕獲頭数は増えていますよと。それはあんくらい増えよんのやけん、

捕獲頭数が増えても、その率から言うたら上がりよんと思うんや、全体の頭数から見たら。

そして今度は、被害額はさっき言うたように、全体の作付面積が減りよんけん、被害額は減っていくわ。特に被害がやられるところをもう作らんのやけん。今、統計上と言うか、数字をです。

御手洗委員 もう随分昔から集落で守るため、鶴見半島の尾根にずっと1.5メートルから2メートルぐらいのシシ垣があるんですよ。シシ垣で集落を石垣で囲んでいる。それで芋や麦を守っていた。今でも残っている。今それを管理する人はいない。

やはりみんなで守ることになると、今は人がいないからみんなで守れないんです。集落なんかで守れない。だから、やはり行政がそういう方策をして、1頭当たりの金額を上げて、捕れる人に捕ってもらう。そして、それに所得税や狩猟税など税はかけないぐらいやると、全滅はしないけど、かなり頭数は減ると思う。

宮成委員 さっき繁殖期の話とかあったじゃないですか。それも後ろには、さっきああいう答弁だったけれども、後ろには鳥獣保護が先にあるんじゃないかと思うんですが、ずっと捕獲して、もう本当に駆逐してしまつたら。

御手洗委員 イノシシが多くなって、いいことが一つある。

小川副委員長 マムシがおらん。それは助かる。

二ノ宮委員 好物。いや、本当。

小川副委員長 けど、うちの方はメッシュの柵があるじゃないですか。あれでやっぱりかなりの効果が出よんのは事実です。

二ノ宮委員 効果はある。あるある。

井上委員長 メッシュの柵。

小川副委員長 うん。佐伯市はメッシュの柵はしちよらんの。

御手洗委員 していますよ。

小川副委員長 しちよれば、かなり軽減されるんやねえかなと思う。

御手洗委員 ネットを張れば、張っている農地はいいんです。ネットを張っていないところへ行く。

小川副委員長 そのネットを張っていないところも申請すればどんどん張っていたけどね。

御手洗委員 だから、その考え方でいくと、大分県の農地に全部ネットを張らなきゃならない。

小川副委員長 まあ、そういう理屈になるけど。地元もほとんど……

御手洗委員 張ってるでしょう。

宮成委員 竹田市は、宮崎県と熊本県で3県共同の農林水産省が直接するワイヤーメッシュ柵の事業があるんですよ。県道8号沿いとか行ったら、熊本県高森町とかずっと道沿いにフェンスが張られている。あの辺も1回見ると面白い。

御手洗委員 あれは補助金でもらっている。個人のネットじゃないんですよ。行政のネット。

小川副委員長 まあ、そうですけど。

御手洗委員 行政は管理しないんですよ。だからあたれないんですよ。撤去もできない。

若山委員 そういう対策室とかを作っている県はほかにあるんですか。

三浦委員 1回調べてみて。

御手洗委員 名前は別として。

若山委員 そういうところは何のためできて、組織ができて取組の方向性が変わったとか、そういうことがあれば是非研修に行ってみれば。

三浦委員 1回ちょっと調べちゃって。

若山委員 専門的な。担当する業務とか。

御手洗委員 そういう森との共生推進室じゃなくてね、できるような。

井上委員長 何か。

事務局 今いただいた御意見を早速調べたいと思います。

そして確認ですが、さきほど協議した定例外の県外調査と、この調べる件とは別物という理解でよろしいでしょうか。

三浦委員 別でいいよ。

二ノ宮委員 いいわ。そこまで調べよったら調査に行かれんなる。

三浦委員 もう1回視察とかいったら事務局も大変やろう。

事務局 では別で、執行部に調べるよう依頼します。

三浦委員 お願いします。

二ノ宮委員 新たに組織を作るとかの意見は、林業分野だけでも五つの課室に分かれてるから、今言った鳥獣対策室が同格ぐらいで必要で、どこかを減らして、またどこかを一緒にして対策室を作るとことやねえんやろうか。

井上委員長 この後、鳥獣被害対策研修会もあるので、講師にもどういった方法がいいかを質疑すればいいのではないかと思います。

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上委員長 ほかにないので、これをもって委員会を終わります。

お疲れ様でした。